

令和2年度の事業報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 風の家

1 事業の成果

経常収益は28,479,846円で前同(31,216,696円)に比べ2,736,850円の減益であった。

会費は正会員(敬称略)服部さつき、藤本敏彰、温井直樹、三井修一、塚本十、笠岡茂樹、塚本直樹、堤雅子、西井一宣、播磨聡、土谷尚、P&P、米田和子、木原正壽、森山正子、大原嘉樹の16人で48,000円であった。個人賛助会員は2人2,000円、企業賛助会員は3企業15,000円であった。

寄付金(敬称略)は、昨年度からの三菱財団の研究助成で行った「自立が困難な矯正施設退所者の社会復帰に資する動的要因の保護因子に関する調査研究事業」で作成した報告書を会員、寄付をして下さった方、5～6年前に実施したフォーラム出席者に送り寄付を募ったところ、赤山幸一、イケダ機工株式会社、磯部みねよ、大石禮子、大村博、小田さくら、神尾雅志、神垣千恵子、河島美江子、木原正壽、後藤三歌、坂田爽子、鈴川千賀子、高木佐和子、田部修司、土谷尚、天地真隆、滑川和也、仁井恭子、西井一宣、広瀬祥子、牧野正夫、松岡伸子、水樽美恵子、山岸文江、吉宗政勲、吉村幸子、米田和子、匿名の30名の方々から計1,180,297円を頂いた。

助成金及び委託料、補助金は日工組1,000(前同1,000)千円、更生保護5,293(前同5,983)千円、一時生活7,000(前同6,971)千円、生活課1,903(前同1,289)千円、作業所9,105(前同8,998)千円であった。

経常費用は計30,201,982円で前同(28,212,251円)に比べ増加し、当期正味財産増減額はマイナス1,722,136円となった。この要因として調査研究事業で666千円及び貸倒損失金655千円、人件費の関与が考えられる。事業費と管理費合わせた主な費用は、人件費17,943千円、家賃4,008千円、光熱水費1,230千円、食材費2,362千円、リース料1,439千円であった。なお、前期繰越正味財産額は3,710,074円で、次期繰越正味財産額は1,987,938円となった。

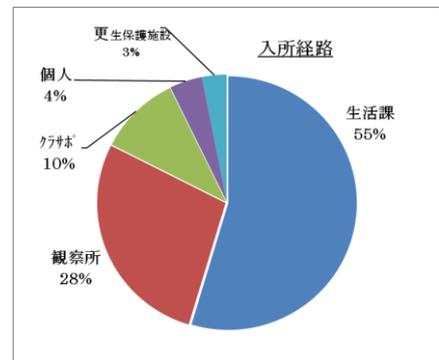
(1) 社会復帰支援事業

風の家では矯正施設を出て行く先のない人や生活に困窮している人たちに、社会復帰するまで一時的に宿所や食事を提供する支援を行っている。

宿所は最大13人が宿泊でき、その内3室は広島市の一時生活支援事業で使用し、その他は保護観察所や家庭裁判所、くらしサポートセンター、市の生活課からあるいは本人の希望で宿泊している。令和2年度の宿所利用状況は下表の通りである。年間を通じ113人が利用、延べ宿泊日数は3,776日、1人当たりの宿泊日数は33.4日、1日平均宿泊者数は10.3人、稼働率は79.6%であった。最長宿泊者は338日が1人(31年度は366日1人)、3ヶ月を越えて宿泊したのは9人(同9人)であった。令和2年度は31年度に比べ宿泊実人数は増えたが、1人当たりの宿泊日数は短くなり、宿泊施設の稼働率の減少に繋がった。これの原因は不明であるが8月から9月に宿泊者が4～5人の日が続いたことが影響したためである。

	宿泊実人数	延べ宿泊日数	1人当たりの 宿泊日数	1日平均 宿泊人数	宿泊施設 稼働率
令和2年度	113人	3,776日	33.4日/人	10.3人/日	79.6%
平成31年度	96人	3,896日	40.6日/人	10.7人/日	82.1%
平成30年度	107人	3,650日	34.1日/人	10.0人/日	76.9%

入所経路別(右図)では生活課からの入所が55%を占め、広島保護観察所が28%であり矯正施設出所者の社会復帰支援を掲げる風の家としては寂しい限りである。次いでクラシサポートセンターが10%、個人が4%、更生保護施設が3%となっている。



(2) 作業所の活動

令和2年度の当初予算は8,299,200円であり、新型コロナの影響で自宅作業者が例年より増加したが、市の救済策で自宅作業業者も出席者と認められたため、出席者数の減少は若干カバーできた。しかし最終登録者数は18人(前同22人)及び月平均在籍者数は15.8人(前同21.2人)、1日当たりの通所者数は6.6人(前同8.8人)と前同と比べ大きく減少した。これにより特別会計(工賃関係)予算は当初に比べ523千円減額した。コロナの影響で業者からの発注が減少した一時期を除けば、通常の作業量より寧ろ作業量が多い状況が続いたためか決算時の予算は9,104,800円となり、805,600円の増額となった。

令和2年度も登録者数が減ったが、令和3年度は新規登録者の増加及び現登録者の通所を促進し出席日数を月200日に増加することが課題である。作業所では本年度も内職作業の他、月1～2回の食事会、年1～2回のボーリング大会、お茶会、花見、日帰り観光、クリスマス会、餅つき等を行い、作業者の関心を高め出席者数及び出席日数ともに増加させる施策を実施したい。

(3) 外部機関との連携

- ①広島保護観察所の自立準備ホームとして受託
- ②家庭裁判所より少年の補導受託
- ③広島市健康福祉局地域福祉課の一時生活支援事業を受託
- ④広島市厚生部生活課及びくらしサポートセンターから委託される生活保護申請者に宿所提供
- ⑤広島市障害福祉部精神保健福祉課の地域活動支援センターⅢ型事業の受託

(4) 近隣住民との交流

- 4月 花見中止
- 6月 河川清掃中止
- 10月 秋まつり(住民の方々と一緒に秋祭りのしめ縄を飾る手伝い)実施
- 12月 クリスマス会(日本バプテスト広島キリスト教会主催)中止
- 〃 餅つき(廿日市更生保護女性会共催、ついた餅を近所の方々に配布)中止
- 1月 お茶会(於:食堂)、バーベキュー(於:屋上)

(5) その他

- 4月1日 日工組助成金確定通知100万円
- 30日 日工組助成金100万円受取
- 5月17日 中国新聞に『NPO「風の家」入居受入10年 「元受刑者の自立を支援」 「寄附金減り厳しい運営」』との記事掲載される。
- 5月19日 広島更生保護協会へ事業助成金申込
- 6月2日 18:30「元受刑者の社会復帰居場所作りの取り組み」がTSSで放映される
- 6月26日 「風の家レター」第8号発行
- 7月27日 広島県更生保護協会 助成金10万円決定「ショーケース購入」

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
(1) 生活支援事業	ア. 規則正しい生活習慣を持続するための指導・助言 イ. 金銭管理に関する援助・指導・助言 ウ. 役所等諸手続きに関する援助・助言 エ. 健康管理に関する指導・助言 オ. 住居に関する援助・指導・助言 カ. 食生活に関する指導・助言 キ. 整容に関する指導・助言	(A) 毎日あるいは必要に応じ実施 (B) 舟入本町ビル(舟入本町 17-8) (C) 職員 1 人/日 経理事務員 1 人/日 宿直員 1 人/日	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者 (E) 120 人/年	1,662
(2) 就労支援事業	ア. 就労移行支援活動 イ. 就労定着(継続)支援活動 ウ. 就労支援講座及び座談会の開講 エ. ボランティア活動への参加 オ. 作業所の運営	(A) 5 回/週 (B) 舟入本町ビル (C) 職員 1 人/回	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者 (E) 1~2 人/日	2,627
(3) 教育的心理的支援事業	ア. 個別カウンセリング・心理療法の実施 イ. 集団心理療法の実施 ウ. 学習指導 エ. 進路指導 オ. 集団行事の開催	(A) ア. 20 回/月 イ. 1 回/月 ウ, エ. 適宜 オ. 6 回/年 (B) ア~オ. 舟入本町ビル オ. 近隣、近郊 (C) ア, ウ, エ. 職員 1 人 ア. 臨床心理士 1 人 イ, オ. 職員 2 人 イ. 専門員 1 人	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者等 (E) ア, エ. 1~2 人/回	3,090
(4) 宿所提供事業	ア. 長期・短期宿泊サービス イ. 給食サービス ウ. 生活指導	(A) 24 時間/365 日 (B) 舟入本町ビル (C) 職員 1 人 調理員 1 人/日 宿直員 1 人	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者 (E) ア. 120 人/年	9,647

(5) 地域支援事業	ア. フォーラムの開催 イ. 社会を明るくする運動への参加 ウ. 防犯活動	(A) ア. 未実施 イ、ウ. 年1~2回 (B) イ、ウ. 近隣、舟入本町ビル1F (C) イ、ウ. 職員2人	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者、近隣住民、ボランティア (E) 15人	1,076
(6) 再犯防止プログラムの研究・開発	ア. 社会生活に関する調査 イ. 支援活動とその効果の検証 ウ. 支援活動のプログラム化 エ. 研究成果の外部機関・団体への提供	(A) 月2回 (B) ぶらっと広島舟入本町1階作業場 (C) 臨床心理士1人 職員1人	(D) 矯正施設職員と関係者 (E) 6人/月	350
(7) 矯正・処遇に関わる支援者への研究会	ア. 研究会の開催 イ. 講演会の開催	(A) ア. 月2回 イ. 未実施 (B) ア. ぶらっと広島舟入本町1階 (C) ア. 臨床心理士1人 職員1人	(D) 矯正施設職員と関係者 (E) 6人/月	350
合 計				18,802

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。